農林漁業及び食品産業の持続的な発展、 環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るため、 環境と調

和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の

低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設け、 認定を受けた者に対する農業改良資金等

の償還期間の延長、 農地法等に基づく手続の簡素化等の支援等の措置を講ずる必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。